

賠融合第51号

昭和47年1月28日

賠償等実施連絡協議会委員

殿

賠償等実施連絡協議会会長

外務大臣 福田 赳 夫

財産および請求権に関する問題の解決
並びに経済協力に関する日本国と大韓
民国との間の協定に基づく第7年度実
施計画（無償供与分）の合意について

本件に関し、賠償等実施連絡協議会として別
紙のとおり決定することといたしたく、貴見至
急御回示願います。

財産および請求権に関する問題の解決
並びに経済協力に関する日本国と大韓
民国との間の協定に基づく第7年度実
施計画（無償供与分）の合意について

客年11月16日在京韓国使節団長より、第7年度実施計画新規分として総額30,000,000ドルの計画案を提案越したところ、別添付属議案説明書のとおり、両国政府間において種々協議を行なつた結果、第6年度実施計画の未使用分のうち67,558,750ドルを第7年度実施計画Part Iとして繰越し、総額30,067,558,750ドルとする第7年度実施計画案について実質的な合意に達したので、去る1月25日「協定」第1条第2項に基づく日韓合同委員会において双方代表は別添(1)の勧告書により両国政府が別添(2)の第7年度実施計画案合意のための書簡を交換するとともに、別添(3) Record of Discussionsの内容を実施するために必要な措置をそれぞれの本國政府に勧告する旨合意した。

よつて、右合同委員会による勧告に従い、上

記 警 簡 案 別 添 の 実 施 計 画 案 の と お り 第 7 年 度 実
施 計 画 に つ い て の 合 意 を 行 な う こ と と い た し た
い。

議 案 説 明

1. 財産および請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定に基づく対韓無償経済協力は客年12月18日より第7年度に入つたところ、同日までに第7年度実施計画の合意をみるに至らなかつたため、実施手続細目1の(4)に基づき、第6年度実施計画の未使用分をもつて構成する第7年度暫定実施計画により調達が行なわれてきた。
2. 他方、第7年度実施計画については、客年11月16日在京韓国使節団長より第7年度実施計画新規分 Part II として総額 30,000,000 ドルの計画案を、また、客年12月18日同使節団より第7年度実施計画 Part I として前年度実施計画 Part II の未使用より不用分を削減した 6,755,875 ドルをそれぞれ提案越したので、関係各省全体会議を開きその内容につき、同使節団の説明を聴取するとともに、そ

の際問題となつた諸点につき説明のため韓国側に対し、資料の提出方を求めた。その後、賠償等実施連絡協議会幹事会において韓国側提案の内容につき協議を兼ねた結果、日韓双方事務レベルでの事実上の合意をみるに至り検討を終了した。

3. 上記検討の際問題となつた主な点は次のとおりである。

(1) 11月22日開催の関係各省全体会議において、わが方より、農業部門のうちに多目的ダム妥当性調査（大清ダム）が第7年度分として200千ドルが計上、更に、第8年度分300千ドルが予定されており、実施設計調査までを実施する計画で、建設工事費については、現在、検討中である旨の説明があり、わが方これを了承した。

(2) 科学教育部門のうち、実業学校実験施設用資機材として、単発航空機4機が航空大学の実習航空機として導入が予定されてい

るが、航空大学の設立目的、所在地及び規模等につき聴取したところ、次のような回答があり、わが方これを了承した。

- 1) 名称及び所在地： 国立韓国航空大学、
京畿道高陽群神道村
- 2) 設立目的： 国際社会と人類発展に必要な航空技術及び運用に関する理論、または、その応用方法を教授研究する。
- 3) 設置学科及び定員は、運航管理科、整備工学科、航空通信科及び航空電子工学科で、各科とも定員は120名で、合計480名である。
- 4) 保有機種及び機数は、Piper PA-22 2人乗 2機、Piper PA-18 2人乗1機、Cessna-180 4人乗1機、Cessna-305 2人乗1機、C-45 6人乗3機及びC-195 5人乗1機の合計9機である。
- 5) 導入計画機 (FUJI/FA-200) の具体的用途： 現在、同大学が保有している航空

機は、大部分が老朽化しており、軽航空機4機を導入し、3、4学年、運航管理科学生（60人）の飛行実習に使用する計画である。

(3) 内資調達のための原資材カテゴリーBのみで、調達予定品目は、第5年度実施計画に計上された品目と全く同一であるが、カテゴリーC（その他の資本財）を削除した理由として、1972年に予定されているソウル地下鉄建設のための円借款のうち内資分3,000万ドルを充当して調達する旨の説明があり、わが方これを了承した。

4 以上の経緯を経て、1月25日の日韓合同委員会において両国政府代表は別添(2)交換書簡案（実施計画案添付）並びに別添(3)交換書簡案（Record of Discussions 添付）にそれぞれ異議ないものと認め、別添(2)の書簡をもつて同書簡別添の実施計画案に合意することを両国政府に勧告したので、本協議会において右

勧告合意書別添(1)に従い、これに合意しようとするものである。

5. なお、崇々年度実施計画案の概要は次のとおりである。

対韓無償経済協力第7年度実施計画

繰越分 (Part I)

単位：ドル

計 画 名	金 額	備 考
(カテゴリ-A 資本財)	(3 9 , 5 2 6 . 3 3)	
I 農業増産事業	1 8 , 4 9 3 . 7 7	
1. 生糸検査施設拡張用機材	1 8 , 4 9 3 . 7 7	
II 農業技術研究事業	2 1 , 0 3 2 . 5 6	
1. 農村指導事業用機材	2 1 , 0 3 2 . 5 6	
(カテゴリ-C その他の資本財)	(2 8 , 0 3 2 . 4 2)	
合 計 (Part I)	6 7 , 5 5 8 . 7 5	

新規分 (Part II)

単位：ドル

計 画 名	金 額	備 考
(カテゴリ - A 資本財)	(20,407,000)	
I 総合製鉄計画	15,400,000	
1. 総合製鉄所建設	15,400,000	
II 全天候農業用水開発事業	1,149,000	
1. 揚水場設置用機材	633,000	
2. 地下水開発用機材	297,000	新規事業
3. 調査試験事業用機材	19,000	新規事業
4. 多目的ダム妥当性調査	200,000	新規事業
III 農業増産事業	1,209,000	
1. 農業機械化促進用機材	444,000	
2. 牛乳処理施設用機材	260,000	新規事業
3. 家畜防疫施設用機材	53,000	新規事業
4. 飼料検査施設用機材	89,000	新規事業
5. 農業統計事業用機材	179,000	新規事業
6. 農産物検査事業用機材	64,000	新規事業
7. 農業試験事業用機材	120,000	新規事業
IV 林業研究事業	160,000	
1. 紙パルプ製造試験施設用機材	160,000	新規事業

28,730,400
3,031,500
2,428,250
4,500,940
3,411,600

36,960,000 → AII
36,674,500

V	水産振興事業	<u>322,000</u>		
	1. 漁業基本施設用機材	<u>137,000</u>	新規事業	2760.000
		142,196,000		
	2. 増殖施設用機材	<u>185,000</u>	新規事業	29174326
VI	漁船建造及び装備改良	<u>1,300,000</u>		
	1. 漁船建造用機材	<u>800,000</u>		
	2. 装備改良用機材	<u>500,000</u>		
VII	科学教育事業	<u>867,000</u>		
	1. 実業学校実験施設用機材	<u>495,000</u>	新規事業	
	2. 韓国科学技術研究所 研究施設用機材	<u>372,000</u>	新規事業	
	(カテゴリー-B 資本財以外の生産物)	(5,000,000)		
	清算勘定	<u>4,573,000</u>		
	銀行手数料	<u>20,000</u>		
	合計 (Part II)	<u>30,000,000</u>		
	総額 (Part I, II)	<u>30,067,558.75</u>		